

つくばみらい市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成29年12月12日（火）午後1時30分から午後2時15分

2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎3階 全員協議会室

3. 出席者

農業委員（9人）

会 長	6番	齊 藤 常 夫
会長職務代理者	5番	中 山 雅 史
委 員	1番	谷 口 眞 一
委 員	2番	菊 地 典 夫
委 員	3番	豊 島 利 夫
委 員	4番	栗 原 哲
委 員	7番	羽 田 茂
委 員	8番	宮 田 一日出
委 員	10番	矢 口 剛

農業委員会事務局職員（4人）

事務局 長	古 谷 隆 夫
事務局 長補佐	石 神 正 夫
主 査	中 山 幹 夫
係 長	大久保慎太郎

4. 欠席委員（1人）

委 員	9番	飯 泉 秀 夫
-----	----	---------

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による権利の設定，移転の許可について
議案第2号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第3号	非農地証明発行可否について
議案第4号	現況証明発行可否について
議案第5号	農地の公売参加についての買受適格証明書発行可否について
議案第6号	買受適格証明書の交付を受けた者に係る農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第7号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

- 議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）
- 議案第 9 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

報告事項

- ①農地法第 5 条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知書について

7. 会議の概要

1. 事務局（古谷事務局長）

定刻になりましたので、ただいまから平成 29 年 12 月の定例総会を開催いたします。

なお、携帯電話等については、電源を切るか又はマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、はじめに齊藤会長より皆様にご挨拶申し上げます。

1. 議長（齊藤会長）

師走のお忙しいなか、定例総会に出席していただきまして有難うございます。

平成 29 年も残りわずかとなりましたが、この 1 年間、農業委員の皆様には農業委員会活動に積極的に対応していただきまして、あらためて御礼申し上げます。

さて、去る 11 月 30 日に、全国農業委員会会長代表者集会及び茨城県選出与党国会議員への要請活動を行ってきました。代表者集会では、「農地利用の最適化に向けた施策推進に関する要請決議」の採択を行いました。採択された要請書をもとに与党国会議員に対する要請活動を行ってきたところです。

要請の内容は、5 月の会長大会で決定した政策提案を政府に提出していますが、この政策提案に基づき、平成 30 年度農業関係予算及び 29 年度補正予算の確保を要請したものです。

また、茨城県選出の国会議員との忌憚のない意見交換が出来たと思っています。以上、報告しておきます。

なお、本日は 3 時から農地利用最適化推進連絡会がありますので、引続いての出席をお願いいたします。

本日の総会は、議案 9 件、報告事項 2 件と議案が多くありますので、皆様方には精力的な審議をお願いし、簡単ですがあいさつといたします。

どうぞよろしくお願ひいたします。

1. 事務局（古谷事務局長）

ありがとうございました。

本日は9番飯泉委員より欠席の通告がございましたので報告いたします。本日の出席委員は、農業委員10名中9名であります。委員の出席人数が定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は齊藤会長にお願いいたします。

よろしくお願ひいたします。

1. 議長（齊藤会長）

それでは、暫時議事を進めさせていただきます。

まず、議事録署名委員の選出ですが、私議長にご一任していただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声）

異議なしの声がございましたので、異議なしと認め指名させていただきます。

4番栗原委員、5番中山会長職務代理者を議事録署名委員に選出いたします。

よろしくお願ひいたします。

書記については事務局でお願いします。

それでは、議案審議に入らせていただきます。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保係長）

議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は2件となっております。

1ページをご覧ください。受付番号1番、申請理由は保育園職員駐車場整備のための賃貸借となっております。申請地は、■■■■字■■■■番■■，地目は登記，現況とも畑，面積は503㎡でございます。

続きまして、受付番号2番、申請理由は資材置場のための賃貸借となっております。申請地は、■■■■字■■■■番■■，地目は登記，現況とも畑，面積は144㎡，■■■■字■■■■番■■，地目は登記，現況とも田，面積は146㎡の合計2筆，290㎡でございます。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

続いて現地確認及び書類審査の報告をお願いします。

はじめに、伊奈地区担当の調査部会3班の1番谷口委員よりお願いいたします。

1. 谷口委員

それでは、12月4日に行いました受付番号1番の書類審査、現地調査の結果についてご報告いたします。

当日は、齊藤会長、飯泉委員、栗原委員と私、事務局から古谷事務局長、大久保係長の計6名で実施しました。

受付番号1番、地図は2ページになります。太線で囲まれた部分につきましては、既に碎石が敷かれており、駐車場として利用されていました。申請地は斜線部分になりますが、きれいに耕起されている土地でした。

申請理由は保育園職員駐車場整備のための賃貸借、申請地は■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記、現況とも畑、地積は503㎡でございます。隣接山林1,543㎡を一体利用し、全体面積が2,046㎡となっております。

申請地の農地区分は、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請地から概ね500メートル以内に2以上の教育施設として陽光台保育園と市立陽光台小学校があることから、3種農地と判断いたします。

事業計画に関する書面等により、駐車場としての許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。

続いて、谷和原地区を担当して頂いた、調査部会1班の4番菊地委員より報告をお願いいたします。

1. 菊地委員

はい、12月4日の午後に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。

当日は齊藤会長、中山会長職務代理者、羽田委員と私、事務局から古谷事務局長、大久保係長の6名で実施しました。

受付番号2番、地図は3ページになります。

申請地は谷和原庁舎前の県道をみらい平方面に向かいまして、古川の交差点を過ぎて、すぐ右側になります。現在は草刈等もされておりきれいに管理されている土地でした。

申請理由は資材置場のための賃貸借、申請地は、■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記、現況とも畑、面積は144㎡、■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記、現況とも田、面積は146㎡の合計2筆、290㎡でございます。

申請地の農地区分は、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請地から概ね500メートル以内に2以上の医療施設があることから3種農地と判断いたします。

申請者は、申請地290㎡を利用し、ガレージ部材置場及び来客用の駐車場整備をする計画となっております。

事業計画に関する書面、事業経歴書等により、資材置場としての許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。書類審査及び現地調査の報告が終わりましたので審議に入ります。

まず、受付番号1番について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手あり）

1. 議長（齊藤会長）

はい。8番宮田委員どうぞ。

1. 宮田委員

受付番号1番ですが、場所がわかりにくかったのもう一度説明いただきたいのと、山林1、543㎡とあわせて一体利用ということですが、どういうことなのか、その2点の説明をお願いします。

1. 議長（齊藤会長）

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保係長）

場所につきましては、愛宕住宅の少し北側になります。県道を愛宕住宅の方に入ってから北側に向かうか、もしくは陽光台小学校の方から入って南側に進んだところになります。県道側からは確認しにくい場所です。

一体的な利用というのは、斜線部分の申請地とその上の太枠部分の山林を合せて利用するというものです。山林部分は園庭と駐車場、申請部分は駐車場として利用するというものです。全体で58台分の駐車場となります。

1. 議 長（齊藤会長）

宮田委員よろしいですか。

1. 宮田委員

ありがとうございました。

1. 議 長（齊藤会長）

その他ありますか。

（挙手なし）

ないようですので、受付番号2番について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、採決いたします。

議案第1号について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。

全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保係長）

はい。議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は5件となっております。

4ページをご覧ください。受付番号1番，申請地は■■■字■■■■番，地目は登記，現況とも田，面積950㎡の自作地，契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号2番，申請地は■■■字■■■■番，地目は登記，現況とも田，面積950㎡の自作地，契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号3番，申請地は■■■字■■■■番，地目は登記，現況とも畑，面積373㎡の自作地，契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号4番，申請地は■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現況とも畑，面積37㎡の自作地，契約内容は贈与となっております。

続きまして5ページをご覧ください。受付番号5番，申請地は■■■字■■■■番，地目は登記，現況とも田，面積2,660㎡の自作地，契約内容は売買となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては，別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はい，只今事務局から説明がありましたが，受付番号5番につきましては，譲渡人が茨城県農林振興公社となっております。これは，農地中間管理機構が行う特例事業の適用を受けているものですが，この制度概要について，事務局より説明をしていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

1. 事務局（大久保係長）

お手元のカラーのチラシをご覧ください。中ほどになりますが，1番目に，公益団体である公社が間に立つので，安心して売買を任せられる。2番目として，農地売買に係る届出・許可申請・登記等の手続きは，公社が行う。3番目に，公社に売り渡した場合，譲渡所得税の特別控除が800万円まで受けられる。となっております。こちらは特例ですが，公社の方に地権者が売の場合は，届出になりまして，その後公社から耕作者に売の場合は許可申請となっております。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

只今の、制度概要についてご質問はありませんか。

（挙手なし）

それでは、続いて書類審査と現地調査の結果を報告いただきたいと思います。

まず、谷和原地区を担当していただきました、調査部会1班の6番中山会長職務代理者よりお願いいたします。

1. 中山会長職務代理者

それでは報告します。メンバーにつきましては、先ほどの菊地委員からの報告と同じメンバーになります。12月4日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。

受付番号1番・2番については、譲受人が同一で申請地が隣接しているため一括で説明いたします。地図は6ページになります。

申請者は自作地約171アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稲・野菜を作付する農家です。

申請地は、1番が登記現況とも田、1筆950㎡、2番が登記現況とも田、1筆950㎡で規模拡大のため売買により譲り受け、水稲を作付する予定です。

以上のことから、1番及び2番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、伊奈地区を担当していただきました、調査部会3班の4番栗原委員から報告をお願いします。

1. 栗原委員

ご報告いたします。12月4日の9時より書類審査、現地調査を行いました。メンバーは、齊藤会長、谷口委員、飯泉委員と私、事務局から古谷事務局長、大久保係長の計6名で実施しました。

受付番号3番、地図は7ページになります。

申請地は東小学校の近くにある瑞源寺の裏手にあります。斜線部分になります。申

請地はきちんと管理されており、草などは生えていない状態でした。

申請者は自作地と小作地合せて約836アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稻・麦を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも畑、1筆373㎡で規模拡大のため売買により譲り受け、麦を作付する予定です。

続きまして、受付番号4番、地図は8ページになります。

申請地は取手久賀方面から三島地区に向かう県道沿いにありまして、建築関係の会社の資材置場に隣接したところです。

申請者は自作地約59アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻・野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも畑、1筆37㎡で規模拡大のため贈与により譲り受け、野菜を作付する予定です。

続きまして、受付番号5番、地図は9ページになります。伊奈庁舎と図書館から約300メートル程離れたところになります。

申請者は自作地と小作地合せて約797アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻・麦を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも田、1筆2,660㎡で規模拡大のため農地中間管理機構の特例事業を利用し売買により譲り受け、水稻を作付する予定です。

以上のことから、3番から5番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長（齊藤会長）

調査部会の報告が終わりましたので、審議に入ります。

まず、受付番号1番について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番についてご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号3番についてご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

ないようですので、受付番号4番についてご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

続いて、受付番号5番についてご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

ないようですので、採決いたします。

議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」原案どおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (齊藤会長)

ありがとうございます。

全員賛成により、議案第2号は原案どおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長 (齊藤会長)

続きまして、議案第3号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局 (大久保係長)

はい。議案第3号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。

今月の非農地証明願は2件となっております。

10ページをご覧ください。受付番号1番、申請地は■■■■字■■■■番、地目は登記畑、現況 資材置場、面積は406㎡となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記畑、現況宅地、面積は727㎡となっております。

以上です。

1. 議 長 (齊藤会長)

事務局の説明が終わりましたので、「非農地証明発行可否について」調査部会の報告をお願いします。

調査部会 1 班の 7 番羽田委員よりお願いいたします。

1. 羽田委員

はい。それでは、議案第 3 号「非農地証明発行可否について」報告をいたします。

1 2 月 4 日に書類審査、現地調査を行いました。メンバーは、齊藤会長、中山会長職務代理人、菊地委員と私、事務局から古谷事務局長、大久保係長の 6 名で実施しました。

受付番号 1 番、地図は 1 1 ページになります。申請地は国道 3 5 4 号の水門のところを台の方に入った左側です。こちらは昭和 5 9 年以前から資材置場として使われております。隣接する土地も資材置場として一体的に使われておりまして、その一部でございます。

受付番号 2 番、地図は 1 2 ページになります。申請地は平成 9 年以前から宅地として利用され、申請地には作業所、農機具等の倉庫が建っておりました。

以上のことから、受付番号 1 番、2 番につきましては、茨城県が発行している農地法関係事務処理の手引き農地転用関係に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われま

す。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。

調査部会の報告が終わりましたので、審議に入ります。

まず、受付番号 1 番について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号 2 番について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、採決いたします。

議案第 3 号について、非農地証明を発行することに賛成の方の挙手をお願いします

す。

(全員挙手)

1. 議 長 (齊藤会長)

ありがとうございます。

全員賛成により、議案第3号は非農地証明を発行することに決定いたしました。

1. 議 長 (齊藤会長)

続きまして、議案第4号「現況証明発行可否について」を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

1. 事務局 (大久保係長)

はい。議案第4号「現況証明発行可否について」をご説明いたします。

今月の現況証明願は1件となっております。

13ページをご覧ください。受付番号1番、申請地は■■■■字■■■■番、地目は登記畑、現況田、面積は2,180㎡でございます。

以上です。

1. 議 長 (齊藤会長)

ありがとうございました。

引き続き、調査部会の報告をお願いします。

調査部会3班の1番谷口委員よりお願いいたします。

1. 谷口委員

はい。私からは議案第4号「現況証明発行可否について」の現地調査の報告をいたします。

12月4日に、齊藤会長、栗原委員、飯泉委員と私、事務局からは古谷事務局長、大久保係長の計6名で調査を行いました。

受付番号1番、地図は14ページになります。場所はカントリーエレベータの東側にありまして、前回この隣の畑から土を搬出するという案件が出ていたところになります。

申請地は、現在水田として利用されています。経過の詳細は不明ですが、基盤整備事業の後、昭和53年頃から田として使用されているような状況でした。このため現況証明を発行しても差し支えないと思われま

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。

それでは審議いたします。議案第4号について、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第4号について、現況証明を発行することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。

全員賛成により、議案第4号は、現況証明を発行することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続きまして、議案第5号「農地の公売参加についての買受適格証明発行可否について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保係長）

はい。議案第5号「農地の公売参加についての買受適格証明発行可否について」をご説明いたします。

今月の買受適格証明願は1件となっております。

15ページをご覧ください。受付番号1番、申請地は■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記，現況とも田，面積990㎡でございます。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。

こちらにつきましても、調査部会の報告をお願いしたいと思います。
調査部会3班の1番谷口委員よりお願いします。

1. 谷口委員

はい。私の方から、農地の公売参加についての買受適格証明発行可否についての調査報告をさせていただきます。

12月4日に同じメンバーで行いました。現地はきれいに耕作されている水田でした。

申請者は自作地約604アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稲・野菜を作付する農家です。

公売参加予定地、登記現況とも田、1筆990㎡に水稲を作付する予定です。

以上のことから、1番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、買受適格証明を発行しても差し支えないと思われれます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

それでは審議いたします。議案第5号について、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

（挙手あり）

1. 議長（齊藤会長）

はい。栗原委員どうぞ。

1. 栗原委員

はい。こちらの証明ですが、どういう時に、どのような内容で証明するものなのか。もう一度説明願います。

1. 議長（齊藤会長）

はい。では、事務局から説明をしてください。

1. 事務局（大久保係長）

今回は、茨城租税債権管理機構から出ました、不動産の公売参加になります。

農地の場合には、入札に参加するためには、買受適格証明がないと参加できません。申請者について、5反歩要件を満たしているかなどを調査しまして、農地を取得する資格があるのか、買っても問題のない方であれば、買受適格証明を発行することになります。

1. 議 長（齊藤会長）

栗原委員，よろしいでしょうか。

（栗原委員頷く）

1. 議 長（齊藤会長）

その他ありますか。

（挙手なし）

ないようですので採決いたします。

議案第5号について、買受適格証明を発行することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。

全員賛成により、議案第5号は買受適格証明を発行することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続きまして、議案第6号「買受適格証明書の交付を受けた者に係る農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保係長）

はい。議案第6号「買受適格証明の交付を受けた者に係る農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。

17ページをご覧ください。議案第5号で買受適格証明書の発行を受けた者が、最高価格買受申出人又は次順位買受申出人となり、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請を提出した場合において、当農業委員会会長が当該買受適格証明書の交付時と事情が異なっていないと認められるとき許可をする。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。

只今の議案第6号について、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第6号について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。

全員賛成により、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続きまして、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（石神事務局長補佐）

それではご説明いたします。18ページをご覧ください。

議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を総括表によりご説明いたします。

まず、新規案件としまして、田が18筆50,386㎡、畑が4筆で、6,512㎡、合計22筆で、56,898㎡です。貸し手が10人、借り手が4人となっております。

続いて、更新案件といたしまして、田が13筆46,681㎡、畑が5筆で、2,651㎡、合計18筆で49,332㎡です。貸し手が11人、借り手が11人となります。総計では、田が31筆97,067㎡、畑が9筆で、9,163㎡、合計40筆で106,230㎡です。貸し手が21人で借り手が15人となります。

詳細につきましては、19ページから20ページとなります。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

説明が終わりましたので、これより審議いたします。一括して審議いたします。ご質問、ご意見のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第7号について、賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

全員賛成により、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。資料の（案）を削除願います。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（石神事務局長補佐）

それではご説明いたします。21ページをご覧ください。

議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が35筆で、70, 781㎡, 合計35筆で、70, 781㎡となります。貸手が18人、借手が1団体となります。

詳細につきましては、22, 23ページをご参照ください。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

説明が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第8号について、ご質問、ご意見のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第8号について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

全員賛成により、議案第8号は原案のとおり決定いたしました。資料の(案)を削除願います。

1. 議長(齊藤会長)

続いて、議案第9号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局(石神事務局長補佐)

それではご説明いたします。24ページをご覧ください。

議案第9号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について」を総括表によりご説明いたします。

新規案件として、田が35筆で、70,781㎡、合計35筆で、70,781㎡となります。地権者が18人、配分を受ける方が4人となります。

詳細につきましては、25,26ページをご参照ください。

こちらについては、市から意見を求められているものです。詳細は28ページをご参照ください。

1. 議長(齊藤会長)

それでは、早速審議に入りますが、受付番号6番から33番までは菊地委員が議事参与となります。また、受付番号34,35番については中山会長職務代理者が議事参与となっておりますので3分割して審議いたします。

まず、1番から5番について、ご質問、ご意見のある方の挙手を求めます。

(挙手なし)

1. 議長(齊藤会長)

質問がないようですので採決いたします。

受付番号1番から5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長（齊藤会長）

全員賛成により，1番から5番までは承認することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて6番から33番までを審議いたします。菊地委員は退室願います。

（菊地委員退室）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは6番から33番について，ご質問，ご意見のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。

6番から33番について，承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

全員賛成により，6番から33番までは承認することに決定いたしました。

菊地委員の入室を許可します。

（菊地委員入室）

1. 議 長（齊藤会長）

続いて，受付番号34番，35番について審議いたします。中山会長職務代理者は退室願います。

（中山会長職務代理者退室）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは，34番，35番について，ご質問，ご意見のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。

只今の34番から35番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

全員賛成により、34番、35番は承認することに決定いたしました。
中山職務代理の入室を許可します。
(中山会長職務代理者入室)

以上、審議の結果、議案第9号は全て原案のとおり承認することに決定いたしました。

審議事項は以上です。これより報告事項となります。
事務局の説明をお願いします。

1. 事務局(古谷事務局長)

はい。報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。27ページをご覧ください。

今回、専決処分したものは、4件になります。

受付番号1番ですが、絹の台3丁目の登記現況ともに畑の2筆になります。面積は2筆合わせまして416㎡、建売住宅建設のための売買です。

続いて、受付番号2番、申請地は紫峰ヶ丘1丁目です。登記宅地、現況畑、1筆、205.07㎡です。こちらは、自己住宅建設のための売買になります。

続いて、受付番号3番、こちらは筒戸の登記畑、現況宅地の1筆、面積は146㎡です。こちらは駐車場として利用するもので、使用貸借となります。

最後に受付番号4番、紫峰ヶ丘1丁目の登記宅地、現況畑、1筆、103.90㎡です。こちらは、自己住宅建設のための売買になります。

続きまして報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」を報告いたします。議案書は28ページから30ページになります。

今回の合意解約は16件となります。

解約の理由ですが、16件中13件はこれまで耕作者していた方が、高齢となったための解約で、今後は所有者自身または認定農業者が借り受けて耕作することになります。他3件は、貸人が返還を求めたものです。農地中間管理事業の農地売買の特例事業を利用して売買予定ものが1筆、延べ2件、認定農業者が耕作するものが1件となります。

報告は以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。

以上で本日予定しました議案は、すべて終了しました。

これで、12月定例総会を閉会いたします。

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名捺印する。

平成29年12月12日

つくばみらい市農業委員会

議 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印